資料３

令和６年度行政事業レビュー　公開プロセスにおける論点
「消費者団体訴訟制度に関する環境整備」

令和６年６月 26 日
消費者庁行政事業レビュー推進チーム

１．事業目的に見合った手法の妥当性

- 適格消費者団体及び特定適格消費者団体が有する情報の量と質を向上させるための取組として、現在の手法（団体間の連携のための会合の実施等）は妥当か。
- 上記以外も含め、全体として消費者団体訴訟制度の活用を通じた消費者被害の防止・回復に向けた手法は妥当か。

２．成果目標等の設定の妥当性

- 「団体数の維持・確保」という短期アウトカムについて、消費者団体訴訟制度の活用を通じた消費者被害の防止・回復に繋げるために、団体数、団体の地域分布、団体が有するマンパワー等といったいずれの要素をどのような形にすることを目指すべきと考えられるか。
- 「消費者団体訴訟制度への社会的関心の向上」という短期アウトカムについて、どのような定量的指標及び目標値を設定することが妥当か。
- 長期アウトカムについては、団体による濫訴の誘発を避けるとともに、消費者被害の防止・回復に繋がらない結果を排除した実効的な事業効果を示すものとして、どのような目標及び指標を設定し得るか。
- 上記のほか、事業目的に照らし、より妥当性のある成果目標の在り方・設定として、どのようなものがあり得るか。また、定量的な成果指標として、どのようなものを設定し得るか。

３．事業の効率性

- 計画的な事業運営が行われ、効率的な事業となっているか。

以上